

品川区が管理する公共基準点・地籍調査図根点等について

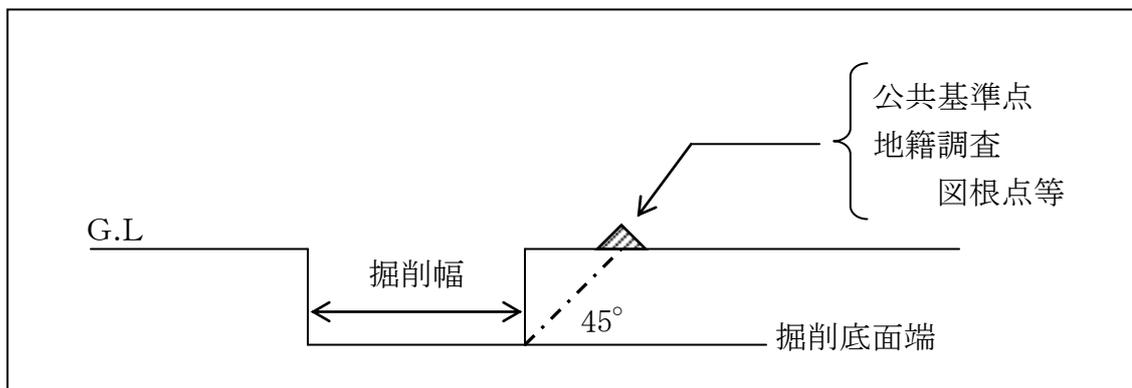
日頃より、品川区が管理する公共基準点・地籍調査図根点等の保全にご協力
いただきありがとうございます。

掘削工事等において公共基準点・地籍調査図根点等に近接または支障がある
場合は、工事施行前に土木管理課 境界確定係と協議をお願いします。

近接または支障がある場合とは

- (1) 掘削工事等において、掘削底面端より 45° 以上の位置 (図 1) に
公共基準点・地籍調査図根点等の一部がある場合の工事。
- (2) 車両および重機等の振動が公共基準点・地籍調査図根点等に影響を
及ぼすと思われる工事。
- (3) その他公共基準点・地籍調査図根点等に支障があると思われる工事。

図 1



協議の対象となる公共基準点・地籍調査図根点等は、品川区防災まちづくり部
土木管理課の道路台帳閲覧窓口で確認できます。

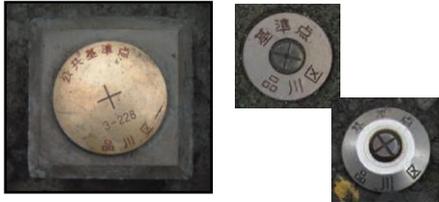
連絡先

品川区防災まちづくり部

土木管理課 境界確定係

電話 03-5742-6787

【参考】品川区が管理する公共基準点・地籍調査図根点等

	<p>品川区3級基準点 (2級基準点も同形状)</p> <p>品川区3級基準点節点</p>
	<p>品川区4級基準点</p>
	<p>地籍調査の図根点</p>
	<p>街区三角点 三角点節点</p>
	<p>街区多角点 街区多角節点</p>